

令和元年度決算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費  
その他の社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%へと引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 4,263千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 157,435千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税 交 付 金 〔 社 会 保 障 財 源 化 分 〕	そ の 他	
社会福祉	障害者福祉事業	20,271	14,333	0	0	240	5,69
	高齢者福祉事業	13,144	128	0	2,747	416	9,85
	児童福祉事業	21,535	9,265	300	1,409	427	10,13
	小計	54,950	23,726	300	4,156	1,083	25,68
社会保険	国民健康保険事業	20,173	4,277	0	0	643	15,25
	後期高齢者医療事業	27,767	3,713	0	0	974	23,08
	介護保険事業	23,288	1,509	0	0	882	20,89
	小計	71,228	9,499	0	0	2,499	59,23
保健衛生	保健事業	28,396	0	3,300	9,359	637	15,10
	予防事業	959	44	0	0	37	87
	健康増進事業	1,902	451	0	1,276	7	16
	小計	31,257	495	3,300	10,635	681	16,14
合計	157,435	33,720	3,600	14,791	4,263	101,06	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。